

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第7号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和38年岩手県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第33条 給与条例第31条第2項及び第36条並びに給与等条例第27条第2項及び第27条の2第8項に規定する人事委員会規則で定める手当の額は、次に掲げる手当の月額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>2 修学部分休業条例第4条に規定する人事委員会規則で定める手当の額は、次に掲げる手当の月額とする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>様式第1（第11条関係）</p> <p>[略]</p> <div data-bbox="145 1525 772 2007" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>届出の理由</p><p><input type="checkbox"/> 1 新たに職員となった</p><p><input type="checkbox"/> 2 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある</p><p><input type="checkbox"/> 3 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある</p></div> <p>[略]</p>	<p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第33条 給与条例第31条第2項及び第36条並びに給与等条例第27条第2項及び第27条の2第8項に規定する人事委員会規則で定める手当の額は、次に掲げる手当の月額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 寒冷地手当</u></p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>2 修学部分休業条例第4条に規定する人事委員会規則で定める手当の額は、次に掲げる手当の月額とする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p><u>(7) 寒冷地手当</u></p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>様式第1（第11条関係）</p> <p>[略]</p> <div data-bbox="831 1525 1458 2007" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>届出の理由</p><p><input type="checkbox"/> 1 新たに職員となった<u>（行政職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子がある場合に限る）</u></p><p><input type="checkbox"/> 2 <u>行政職9級以上職員等から行政職9級以上職員等以外の職員となった（子以外の扶養親族がある場合に限る）</u></p><p><input type="checkbox"/> 3 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある<u>（行政職9級以上職員等にあっては、子に限る）</u></p><p><input type="checkbox"/> 4 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある</p></div> <p>[略]</p>

<p>記載上の注意</p> <p>1 届出の理由欄には、該当する理由の□にレ印を付すること。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 届出の事由欄には、届出の理由の<u>2</u>又は<u>3</u>に該当する場合にその事由（例えば婚姻、離婚、出生、死亡、満60歳以上等）をそれぞれ記載すること。</p> <p>6 [略]</p>	<p>記載上の注意</p> <p>1 届出の理由欄には、該当する理由の□にレ印を付すること。<u>なお、この欄において「行政職9級以上職員等」とは、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの及び第10条に規定する職員をいう。</u></p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 届出の事由欄には、届出の理由の<u>3</u>又は<u>4</u>に該当する場合にその事由（例えば婚姻、離婚、出生、死亡、満60歳以上等）をそれぞれ記載すること。</p> <p>6 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の職員の給与の支給に関する規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。